

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
岐阜県本巣郡北方町

- 2 構造改革特別区域の名称
心豊かな給食特区

- 3 構造改革特別区域の範囲
岐阜県本巣郡北方町の全域

- 4 構造改革特別区域の特性

本町は、岐阜県の南西部、濃尾平野の北部に位置し、東に岐阜市、北西に本巣市、南に瑞穂市へ隣接している。また、東西 1.85 キロメートル、南北 4.2 キロメートル、面積 5.18 平方キロメートルと町全体が南北に細長くなっており、町内には一級河川の天王川、糸貫川と普通河川の長谷川等の河川が南北に流れている。

本町は、明治 22 年の町村制の実施にともない北方町としてスタートして以来、130 年を経過している。古き伝統に育まれた歴史や文化の町であり、木造聖観音立像や木造不動明王立像、円鏡寺の楼門等、貴重な文化財も多く残され、これらは、国の指定重要文化財として円鏡寺に奉納されている。

これらの古きよき伝統や文化などを守りながら、土地区画整理事業及び土地改良事業により、土地の形態や生活の根幹となる都市計画道路・公園等を整備するとともに、教育や社会福祉をはじめとする町民の住環境の整備を積極的に推進したことにより、県下有数の人口密度となっている。

また、交通の面においては、樽見鉄道、岐阜バス、国道 157 号、主要地方道北方多度線、岐阜関ヶ原線がそれぞれ岐阜市方面あるいは大垣市方面へと結ばれており、これらの交通を利用して岐阜市中心部まで 20 分以内、大垣市へ 30 分以内、名古屋市まで 60 分程度で到達することができる。このように、交通の至便な立地条件からも、名古屋市をはじめとする中京圏の住宅都市に位置付けられている。

本町においても、少子・高齢化の潮流の中にあるが、転出入が多く、特に若い世帯の流動が激しい。現在、町内には私立の幼稚園が 1 つあるが、共働き世帯が多く、また母子家庭も多いため、保育所並びに幼保連携型認定こども園の必要性が高い。そのため、それに対応した子育て支援を重要な施策として取り組んでいる。

本町には現在、公立の保育所が 2 施設、幼保連携型認定こども園が 1 施設、私立の公私連携型幼保連携型認定こども園が 1 施設ある。公立の保育所・幼保連携型認定こども園全体で 328 名の受入児童数となり、延長保育、未満児保育、障害児保育などの特別保育を実施し、保育の充実を図っている。しかし、保育所は 2 施設とも建築年が昭和 51 年、56 年と古く、調理室設備の老朽化と増加する保育需要により、園内調理での対応が困難な状況にある。

これらの課題を解決すべく、保育所の民営化を進めており、本町では保育所を廃止し、令和 9 年 4 月 1 日より公立の幼保連携型認定こども園 1 施設と私立の公私連携型幼保連携型認定こども園 2 施設の体制で保育を提供していく。

5 構造改革特別区域計画の意義

近年の社会構造の変化により女性の社会進出が進み、それに伴う家庭の養育機能の低下が指摘され、そのひとつとして児童の食習慣の乱れが挙げられている。そのような中、家庭の養育機能を補完し、養育者の仕事と子育ての両立支援をおこなう教育・保育施設の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要があるが、一方で教育・保育施設の運営の合理化等により、地方自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。

公立幼保連携型認定こども園において、給食調理場からの給食の外部搬入方式を実施することにより、食材の一元購入や調理員の適正配置による調理業務経費、施設設備の維持管理経費等の節減が図られ、公立幼保連携型認定こども園運営の合理化と、子育て支援施策充実のための財源の確保が可能となる。また、衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設で調理することは、給食に対する安全性を更に高めることにもつながる。

食育の面では、給食調理場と幼保連携型認定こども園が連携することで、乳幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や食習慣を情報交換、把握することが出来、乳幼児期からの一貫した食育が可能となり、正しい食習慣の定着を図ることが出来る。

また、給食調理場では、地産地消に取り組んでおり、幼保連携型認定こども園単独では少量で調達出来なかった地域食材の給食での供与が可能となる。町の主要生産物である米、柿を中心に、県産品に指定されているにんじん、だいこん、ほうれんそう、枝豆など、地域で生産された食材を取り入れた安全で安心な給食を供与するとともに、乳幼児期から地元の食材に馴染むことは、地産地消の促進に資する。

6 構造改革特別区域計画の目標

- ① 給食調理場からの給食の外部搬入方式の実施による、公立幼保連携型認定こども園運営の合理化を進め、増大・多様化する保育需要に対応した保育を実現する。
- ② 幼保連携型認定こども園、給食調理場等、関係機関が連携して食育に取り組み、児童の乳幼児期からの正しい食習慣の定着と健やかな成長に努める。
- ③ 給食に地元食材を活用することで、児童が乳幼児期から地元の食材に慣れ親しむ環境づくりをおこない、地産地消の促進へとつなげる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

- ① 給食調理場が一元的に食材等を大量購入し、調理することで、材料費・人件費・光熱水費等、給食の調理に係る経費が節減され、公立幼保連携型認定こども園の効率的な運営が実現される。
- ② 衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設での調理された給食を供与することや、節減された経費を財源として保育サービスの充実にあてることで、養育者が安心して子どもを預けられる環境を提供することになり、少子化の抑制と子育て家庭の仕事と子育ての両立支援に資する。
- ③ 乳幼児期からの一貫した食育と地産地消に取り組むことは、児童の正しい食習慣を形成することになり、また、乳幼児期から地元の食材に慣れ親しむことは、将来的な地産地消につながることになる。また生産者にとっては、生産物が地元で購入・消費されることで、収入の増加と生産意欲の高揚等の効果が生まれる。

8 特定事業の名称

2001 公立幼保連携型認定こども園における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項
(給食事業)

北方町給食運営委員会に幼保連携型認定こども園から委員として参画し、情報交換や連携を行うことで乳幼児期からの一貫した食育の推進を図る。

(地産地消事業)

給食の食材として地元食材の使用を推進するとともに、生産者との連携により安心・安全な食材の確保、生産者・生産品の拡大に努め、地産地消の推進を図る。